

# 由布市住民税均等割のみ課税世帯 給付金（10万円/1世帯）のご案内

班回覧

## ✳️ 支給対象（下の条件にすべてあてはまる世帯）

- 基準日（令和5年12月1日）時点で由布市に住民登録があること
- 世帯全員が住民税所得割が課税されていないこと
- 世帯の中に少なくとも1人が住民税均等割が課税されていること
- 世帯全員が住民税均等割の課税者から扶養にとられていないこと



## ✳️ 申請方法

対象世帯には由布市より  
**確認書**を送付しています

**要返送**

確認書に**必要事項を記入**し、**必要書類を添付して返送**してください。

※確認書には「由布市住民税均等割のみ課税世帯給付金」と  
「由布市低所得者の子育て世帯への加算給付金」があわせて記載されて  
います。子育て世帯への加算給付金については、裏面をご覧ください。

**返送期限：令和6年5月31日(金)** ※消印有効

## ✳️ 支給方法

確認書記載の口座に振り込みます。

由布市が確認書を受理した日から2週間程度時間を要します。

## ※支給対象となり得る世帯で、以下の世帯は別途申請が必要です※

世帯に未申告の方がいる、もしくは令和5年1月2日以降に  
由布市に転入した方がいる世帯

**要申請**

**申請期限：令和6年5月31日(金)** ※消印有効



由布市ホームページ  
QRコード

### 【申請書設置場所】

由布市公式ホームページ  
由布市役所新館1階 福祉課／挟間、湯布院各振興局地域振興課

## お問い合わせ

由布市臨時特別給付金コールセンター

**0120-002-430**

受付時間 平日 9:00～18:00  
土日祝日 9:00～17:00

由布市役所福祉課

**097-582-1265**

受付時間 平日 8:30～17:00